

宗像市保育所設置運営法人募集要項

1 趣旨

宗像市では、女性の社会進出等による共働き世帯の増加に加え、本市の定住化推進の取組み等により保育所の需要が大きく高まっており、これらの保育需要に対応するため、平成31年4月から認可保育所の設置・運営を行う社会福祉法人を募集する。

2 建設用地の概要

建設用地については、次の市有地の一部を無償で貸与する。

所在地 宗像市河東1613番地1ほか（*別紙の「位置図・地番図」を参照）

面積 2,600㎡程度

地目 田、公衆用道路の一部

※賃借用地の範囲や位置等については、市に確認すること。

3 設置施設の概要

定員 100人

開設時期 平成31年4月1日

4 応募資格

平成30年2月1日時点で、福岡県内において認可保育所を5年以上安定的に運営している社会福祉法人で、下記の条件を全て満たしていること。

- (1) 社会福祉法及び児童福祉法、並びに子ども・子育て支援法等の関係法令を遵守し、適正な保育所運営を行っていること。
- (2) 新設保育所の施設整備に要する資金を調達できること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、応募資格がないものとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない団体
- (2) 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - ア 破産者であって復権を得ない者
 - イ 成人被後見人又は被保佐人
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに

加入した者

- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市から入札等の参加を制限されている者
- (4) 国税、県税又は市町村税を滞納している者
- (5) 団体又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、又は暴力団員と社会的に非難される関係にある者の場合
- (6) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを行っている場合

5 施設の設計及び工事に関する条件

- (1) 設置施設は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)及び福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月12日福岡県条例第56号)に定める基準を全て満たすものとする。
- (2) 施設の整備にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、市及び県の関係機関と設計段階から十分に協議を行いながら進めること。
- (3) 敷地内に保護者送迎用の駐車場を配置するとともに、送迎時の通行人等の安全確保の対策を講じること。
- (4) 設置運営法人決定後の用地の保全に係る費用は、法人の負担とする。
- (5) 保育所の新設に関し、担当の事務職員を配置する等事務に支障がない体制をとること。
- (6) 用地への給水に関しては、すべて用地北側の市道石丸河東線から行うこと。
- (7) 汚水(雑排水含む)に関しては、すべて用地北側の市道石丸河東線に行うこと。
- (8) 雨水排水については、用地北側の市道石丸河東線の道路側溝に接続すること。
- (9) 用地南側の接道(市道)との境界には、児童の安全確保及び防犯対策の措置を講じること。
- (10) 用地に関しては、市等の立会による境界確認を行い、求積表を作成すること。
- (11) 用地南側にある水路は、雨水幹線であり、かつ農業用水路を兼ねるため、工事を行う際は土砂等の流れ込み等を避けること。また、工事完了後に水路の浚渫を行うこと。
- (12) 4月初旬に、都市計画法第29条に基づく「開発許可申請」ができるよう、3月中に準備を行うこと。なお、必要書類等については、福岡県のホームページ等を参照すること。開発にあたっては、市の開発指導要綱に準じた手続きを行うこと。
- (13) 測量等を含む建設工事に伴う費用は、設置運営法人の負担とし、市は「7 整備費補助金等」に記載する補助金を交付する。
- (14) 宗像市景観条例(昭和26年7月15日条例第17号)の規定に基づく、

届出等を行うこと。

(15) 平成30年5月上旬、及び同8月下旬に、設置運営法人の負担で、用地の草刈を行うこと。また、草刈完了後に水路の清掃を行うこと。

(16) 近隣住宅等への防音に配慮すること。

6 運営に関する条件

(1) 開所時間は、7時から18時までとすること。

(2) 乳児保育については、生後3ヶ月を経過した乳児を入所対象とすること。

(3) 集団保育が可能な程度の障がい児については、受け入れを行うこと。

(4) 延長保育事業（18時～19時）、一時預かり事業を実施すること。

(5) 延長保育事業（19時～20時）、休日保育事業等のその他の事業については、地域のニーズを考慮し、市との協議に応じること。

(6) 周囲の営農活動（野焼き、航空防除、農機具の騒音等）に対し、農事関係者と十分に連携を取り、最大限の配慮を行うこと。

(7) 周辺道路及び水路等に対する、児童の安全対策を行うこと。

7 整備費補助金等

市は、国又は福岡県あるいは両者に対して、保育施設整備にかかる補助金等の協議を行い、当該事業が採択された場合は、市が保育所設置運営法人として決定した法人に、宗像市私立保育所等補助要綱の規定に基づき、補助金を交付する。

8 応募手続き

応募については、下記の書類を提出すること。

提出書類一覧

①申込書（様式第1号）

②法人の概要（様式第2号）

③理事長の経歴書（添付書類2-1）

④法人の登記簿謄本（添付書類2-2）

⑤法人の定款（添付書類2-3）

⑥保育所運営計画書（様式第3号）

⑦施設整備計画書（様式第4号）

⑧建物各階平面図、建物駐車場配置図（添付書類4-1）

⑨資金計画書（様式第5号）

⑩預金口座の残高証明（添付書類5-1）

⑪寄付予定者の資力証明（添付書類5-2 該当がある場合のみ）

⑫現在運営している保育所の状況（様式第6号）

⑬法人の現況報告書（平成29年4月1日現在）

⑭過去3年分（平成26年度～平成28年度）の決算関係書類

⑮国税、県税及び市町村税に滞納がない旨の証明書（国税については納税証明書そ

の3を、県税及び市町村税は滞納（未納）のない証明書。いずれも事業所所在地を管轄する官公署が3ヶ月以内に発行したものに限り。）

9 申請書等の配布期間等

(1) 配布期間

平成30年1月10日（水）から平成30年2月2日（金）まで

(2) 配布方法

宗像市公式ホームページからダウンロードして使用すること。

※宗像市公式ホームページアドレス

<http://www.city.munakata.lg.jp/> → トップページ中央のバナー「宗像市保育所設置運営法人を募集」からダウンロードページへ

10 申請書等の提出期間等

(1) 提出期間

平成30年2月1日（木）から平成30年2月16日（金）午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く。）

(2) 提出場所

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市教育子ども部 子ども育成課 幼児教育係

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合も提出期間最終日必着とする）

(4) 提出部数

8部

なお、提出された書類、資料は返却しない。また、応募に係る費用は、応募者の負担とする。

※提出書類はA4縦サイズに統一し、上記の「8 応募手続き」に記載の「提出書類一覧」の順番にファイル（左2穴）に綴じ込むこと。ただし、提出書類のうち平面図、配置図については、任意のサイズをA4サイズに折り込みしたものとする

11 説明会

説明会を平成30年1月17日（水）午後2時から実施する。説明会終了後、現地の見学を行う。説明会の出席希望者は、説明会の前日午後5時までに電話で申込みを行うこと。

※説明会に参加していなくても、応募は可能

(1) 開催場所

宗像市役所202会議室

(2) 申込先

宗像市教育子ども部 子ども育成課 幼児教育係

電話：0940-36-1214

1.2 質疑及び回答

(1) 質疑の方法

任意の様式により、FAX（0940-37-3046）で提出すること。

(2) 受付期間

平成30年1月19日（金）から平成30年1月23日（火）午後5時まで

(3) 受付期間外の提出、FAX以外による照会等には回答しない。

(4) 回答の方法

回答書は、取りまとめの上、質疑提出者全員にFAXで配布する。

(5) 回答日

平成30年1月29日（月）

1.3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 複数の提案書類を提出した場合

(2) 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合、若しくは「宗像市認可保育所設置運営法人選定委員会設置要綱」の規定に基づき設置する委員会（以下「委員会」という。）の委員に個別に接触した場合

(3) 申請書類に虚偽又は不正があった場合

(4) 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

(5) 書類申請後、応募資格を満たさなくなった場合

(6) その他不正な行為があった場合

1.4 設置運営法人の選定

(1) 選定方法

①委員会において候補者の選定を行う。

②委員会は、応募法人から提出された応募書類の審査と応募法人のプレゼンテーションにより選定を行う。

③宗像市長は、委員会における候補者の選定結果の報告を受けた上、設置運営法人を決定する。

なお、確認を要する事項が発生した場合は、個別に連絡することとする。

また、応募があった場合でも、その内容が選定基準等を満たさないと判断された場合は、設置運営法人を選定しない場合がある。

選定の結果にかかわらず、応募等に要した費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 審査項目

①保育所運営計画

②法人の経営状況、資金計画

③現在運営している保育所の運営状況

④施設整備・駐車場配置計画

⑤児童福祉事業への熱意及び市、地域との連携

(3) 選定結果

選定の結果については、応募者全員に書面をもって通知する。

(4) 選定の取り消し

選定された法人が、認可保育所運営法人としてふさわしくないと認められる事実が判明したとき、選定を取り消すことができる。その場合、市は一切の損害賠償責任を負わないこととする。

15 スケジュール

募集要項の配布	平成30年1月10日(水)～2月2日(金)
説明会	平成30年1月17日(水)
質問受付	平成30年1月19日(金)～1月23日(火)
質問回答	平成30年1月29日(月)
申し込み書類受付	平成30年2月1日(木)～2月16日(金)
プレゼンテーション	平成30年2月20日(火)から2月26日(月)の間で1日を設定
法人決定	平成30年3月上旬

16 問い合わせ先

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市教育子ども部 子ども育成課 幼児教育係

TEL 0940-36-1214 FAX 0940-37-3046